

保護者の皆様へ

嵯峨野こども園  
京 都 市

## 令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の取扱いについて

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

この度、国において、5月8日（月）以降の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が5類へ見直されました。

この見直しを受け、当保育園における5月8日以降の新型コロナウイルスに係る対応方針は、下記のとおりとしますのでお知らせします。

なお、保護者の皆様におかれましては、これまで実施を求められてきた「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的感染対策を参考に、引き続き自主的な感染対策に取り組んでいただくとともに、少しでも「(お子さまの) 体調がおかしい、悪い」と感じた場合は「無理せず休む」ことを徹底いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 休園対応について

- これまで、感染拡大防止の観点から、同一クラスにおいて、職員、児童含め、陽性者が5名以上確認された場合等は、クラス単位で休園する取扱いとしておりましたが、5月8日以降休園は行いません。

#### 2 新型コロナウイルス感染症に感染した際の登所について

- 学校保健安全法施行規則が改正され、新型コロナウイルス感染症の登園停止期間が「発症から5日間経過し（発症日を0日として）、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」とされました。
- このため、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症に感染したお子様は、登園停止期間中は保育園を休んでいただき、登園を再開される時に「登園届」を提出していただきますよう、お願いいたします。
- なお、休園等の取扱いが終了することに伴い、5月8日以降はこれまで実施していた保育料の日割減額措置を廃止しますので、新型コロナウイルス感染症にり患した等により保育園を休まれた場合でも、保育料の還付対象とはなりませんので御留意ください。